

小田原市報

公明選挙運動推進 委員会結成さる

「民主主義の鍵は選挙にあり。選挙が正しく行われるところに、真の民意を盛つた政治が行われる。然し、民主主義の制度は一日にして作り得るが民主主義の精神は容易に養い得るものではない。選挙の重要性が増大すると同時に選挙の弊害もまた著しいものがある。今や国の前途は多事多難、国民として克く試練に堪えて国家建設の實を挙げねばならぬ。時である。これがためには先ず公明な選挙を実施して、正しい人を国の要路につかきしめることである。この根本を忽がせにして、何を論じ何に論じ、結局、砂上に楼閣を築くと同様である。」として、有識の同志が「公明選挙連盟」を結成して広く天下同憂の士に呼びかけ、一大政治教育運動を起したのほ本

政治で明るい選挙

毎日、読売の三大新聞は公明選挙の国民運動を強今や全国的に展開されるに至つた。本市においても、かねてから婦人会、青年団を中心として公明選挙の推進に着手準備が進められて来たが、去る九月六日の小田原市公明選挙運動推進委員会準備会を経て、九月十一日午後一時半から中央公民館で、小田原市公明選挙運動推進委員会の結成大会が挙行された。



【写真 は 市長 挨拶】

公明選挙特集

発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
石井重治
印刷人
石橋貞吉
定価一部三圓

「民主主義の鍵は選挙にあり。選挙が正しく行われるところに、真の民意を盛つた政治が行われる。然し、民主主義の制度は一日にして作り得るが民主主義の精神は容易に養い得るものではない。選挙の重要性が増大すると同時に選挙の弊害もまた著しいものがある。今や国の前途は多事多難、国民として克く試練に堪えて国家建設の實を挙げねばならぬ。時である。これがためには先ず公明な選挙を実施して、正しい人を国の要路につかきしめることである。この根本を忽がせにして、何を論じ何に論じ、結局、砂上に楼閣を築くと同様である。」として、有識の同志が「公明選挙連盟」を結成して広く天下同憂の士に呼びかけ、一大政治教育運動を起したのほ本

婦人会の街頭進出など

公明選挙推進計画

本結成大会では、次のような公明選挙推進計画を承認、それぞれ直ちに実行に移すことになった。
①立看板(市役所前及び市内主要箇所)②広報車巡廻(乗権防止に重点)(全市二回程度)③ポスター、標語の貼布④電光ニュース(二十箇所)⑤生徒、学童からポスター及び標語の募集並びにその展示⑥映画館幕合放送及び広告幕掲示⑦市報特集号発行⑧学区ごとの巡廻ナトリコ映画会
なお、この外婦人会では単位団を動員して、十五日から月末まで駅前その他目抜き通りへ進出、各班十名づつで毎日二時間間出し街頭宣伝を行うこととなつた。

公明選挙とは

一、公明選挙とは
公明選挙とは、当選に巨額の金を必要とするといふような悪弊を排除して買収や饗応などを伴わないキレイな選挙を実現し正しい人を国の要路に就かしめることである。考えられる。言いかえれば、民主主義の鍵である選挙を、明るく正しいものにして、主権者たる国民の意思が、選挙によつて正しく政治に反映するようにしてゆこう、といふことであり、これによつて、国の発展を期そうとする一大国民運動である。

公明選挙推進の 方途

二、公明選挙推進の方途
さて、次に、公明選挙を現実如何に推進してゆかかというのであるがこれに關して、九月十日付毎日新聞の「公明選挙をどう進めるか」と題する社説から、われわれの参考となる所を拾つてみることにする。
1、あくまで政党、政府とかかわりなく、また一党一派に偏せず、さらに個人や地域、職域の利己的打算に利用されない所、政治的中立の立場からの運動でなければならぬ。そしてこの立場を貫くことが必要である。
2、選挙監視運動まで行うことは避けるべきである。それよりも違反の発生を未然に防止することがより肝要の問題である。そのためには、個々のすべての候補者に対して予め公明選挙を公約させるとか近親や近隣の人から先ず公明選挙に共鳴させて行くとか、いろいろな方法で選挙の明朗化が民主政治実現の鍵であることを熱心にといて賛成させることが第一になさるべきである。これらが積り重なつて心からの協力をかち得るし、又、見えざる選挙監視の役割を果すことを知るべきである。

集るもの青年団、婦人会関係者を始め社会教育委員、選挙管理委員会委員、各学校長、教職員組合長、各PTA会長、地区公民館長及び報道関係代表など計約一二〇名。先ず婦人会の別生ヤス氏から、結成に至る経過を報告、小野準備委員長が議長となつて、要綱(規約)審議、役員選挙、運動計画及び大会宣言の審議を行い、委員長には選挙管理委員長の小峯徳治氏、副委員長には婦人会の別生ヤス氏及び青年団の藤川孝男氏、常務委員には各階層から十七名を選出、裏面所載のような大会宣言を拍手裡に行ひ、午後四時結成大会の幕を閉じた。

自覺の一歩 自立の一歩

選挙の手引

衆議院議員の選挙
最高裁判所裁判官の国民審査
10月1日
小田原市教育委員の選挙
10月5日
神奈川県教育委員の選挙

十月一日に衆議院議員の総選挙と最高裁判所裁判官の国民審査、十月五日には神奈川県教育委員、小田原市教育委員、赤色刷、黒色刷、青色刷、黒色刷の投票用紙を引換えて投票することを忘れてはなりません。

市教育委員会委員の選挙が行われます。何れも同時選挙であり、次のことに御注意願います。

(1) 投票時間 投票日の午前七時から午後六時まで。
(2) 投票の方法 投票日には、有権者の皆さんが御自身で投票所に行つて投票しなければなりません。
(3) 投票所にお出でになる時は、必ず「入場券」を御持参願います。そして投票なさる場合に候補者の氏名を書いた

選挙の手引

(3) 投票用紙 衆議院議員、最高裁判所裁判官、小田原市教育委員、赤色刷、黒色刷、青色刷、黒色刷の投票用紙を引換えて投票することを忘れてはなりません。

(4) 同時選挙の為投票を二回して戴くことになりません。

十月一日の衆議院議員及び最高裁判所裁判官国民審査の投票は、初めに衆議院議員の投票をし、次に衆議院議員の投票をします。

投票は衆議院議員、小田原市教育委員、赤色刷、黒色刷、青色刷、黒色刷の投票用紙を引換えて投票することを忘れてはなりません。

(5) 投票は衆議院議員、小田原市教育委員、赤色刷、黒色刷、青色刷、黒色刷の投票用紙を引換えて投票することを忘れてはなりません。

(6) 点字投票について 盲人で点字の打てる人は、点字で投票することが出来ます。

(7) 代理投票について 投票所まで出かけられず、手が不自由であるとか、文字を知らない為自分で投票の記載が出来ない人は代理投票が出来ます。

教育委員の選挙

現行教育委員会法によつて、十一月一日には全国の未設置の市町村にもなく教育委員会を設置することとなり、十月五日の衆議院議員選挙と同時に、今回新たに設置される市の教育委員四名の選挙が行われます。

教育委員会の組織は、町の教育委員会は七人、市町村の教育委員会は五人であつて、各々そのうちの一人は県又は市町村の議会の議員のうちから選ばれ、その他は住民によ

望ましい教育委員

望ましい教育委員

教育委員会は、地方公共団体の教育行政の最高責任を担うものであるから、その地方公共団体内の適任者を選出する必要があります。つまり教育委員会は、教育行政に関する地方住民の代表者としての委員によつて組織され、会議によつてその地域の教育の万般について方策を樹とが望ましい。

り、国民審査の投票用紙に衆議院議員の候補者の氏名を書いたりしたものは、何れも無効となります。すから御注意願います。

不在者投票について

不在者投票について

選挙当日、次のような事情によつて自ら投票所に行くことができない方は、投票日前に不在者投票を行うことができます。

① 船員、鉄道従業員などで投票日に自分の所属する投票所の市の区域外で仕事に従事する人
② 看病、法務その他、自らの属する投票所の市の区域外に旅行又は滞在中の人
③ 監獄、少年院に收容中の人
④ 病氣、負傷、妊娠などのため歩くことの困難な人
従来は在宅患者は法の改正により在宅のまま、不在投票は出来なくなりました。

最高裁判所裁判官国民審査
九月二十一日より
九月三十日まで
県教育委員会委員
九月十日より
十月四日まで
市教育委員会委員
九月二十日より
十月四日まで
右何れも毎日午前八時三十分から午後五時までに限りです。
市選挙管理委員会は市役所二階(衛生課となり)で執務しております。

宣言

正しい政治の基礎は公明な選挙によつて始めて確立される。再建の途上にあられるが國は何をおいてもまづこれを成し遂げなければならぬ。これこそ主権者としてのわれわれ国民全体の尊い権利であるとともに又義務である。ここにわれわれは今次の選挙を期し最善の努力を傾けて、公明選挙実現の所期の目的を達成しようとするものである。右宣言する。
昭和二十七年
九月十一日
小田原市公明選挙運動推進委員会結成大

衆議院議員選挙

衆議院議員選挙
九月五日より
九月三十日まで

憲法の規定によつて、最高裁判所の裁判官はその任命後始めて行われる衆議院議員総選挙の際、国民の審査に付し、その後十年毎に矢張り総選挙の際、審査せられることになつています。これが今度十月一日の衆議院議員の総選挙と同時にに行われる最高裁判所裁判官の国民審査であります。この国民審査は、司法権の独立によつて停年の七十才までその身分と地位を保障される最高裁判所裁判官について

最高裁判所の裁判官は全部で十四人であり、今度の選挙に選ばれたのは其後の更迭があつて選任された谷村唯一郎、入江俊郎、田中耕太郎、本村善太郎及び小林俊三の五人であります。これらの裁判官の経歴については新聞又は審査公報等を御参照下さい。

最高裁判所裁判官の国民審査